

# IASB による公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」(IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案) に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 ふじわら ゆき  
藤原 由紀

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）が 2016 年 6 月 28 日に公表した公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」(IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案)（コメント期限：2016 年 10 月 31 日）（以下「本公開草案」という。）に対して、2016 年 10 月にコメント・レターを提出している。なお、当委員会は、2016 年 8 月 30 日に「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規」（以下「内規」という。）の改訂を行っており、本コメント・レターは、改訂後の内規に基づき、IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「当専門委員会」という。）の名で提出したものである。

## 本公開草案の概要

本公開草案は、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトの結果公表された IFRS 第 3 号「企業結合」のうち、IFRS と米国会計基準の法域において解釈にばらつきがみられる事業の定義について、適用の一貫性が改善されるよう、以下の点を含む修正を提案している。

- (1) 事業であるための最低限の要求事項及びアウトプットの定義の改訂
- (2) 取得した資産の公正価値が単一の資産に集中しているかどうかの選別テスト（screening test）の導入
- (3) 取得したプロセスが実質的かどうかの評価に関するガイダンスの追加
- (4) 設例の追加

また、本公開草案は、以下の取引における「従来保有していた持分」の会計処理にみられる実務上のばらつきを改善するため、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正を提案している。

- (1) 企業が共同支配事業である事業に対する支配を獲得する取引
- (2) 企業が共同支配事業である事業に対する共同支配を獲得する取引

## コメント・レターの概要

本公開草案に対する当専門委員会からのコメント・レターの概要は、次のとおりである。

- (1) 事業の定義について
  - IASB と FASB が、法域を超えて実務を整合的なものとするを促進しようとしていることについて、これを強く支持する。
  - 本公開草案と FASB の会計基準更新書（ASU）案「企業結合（Topic 805）：事業の定義の明確化」の設例、会計基準の文言及び段落の順序は、可能な限り一致させるべきである。

- 「実質的な (substantive)」、「類似した (similar)」、「多大な (significant)」といった形容詞を伴う用語は、実務のばらつきをもたらす可能性があり、一貫した適用のための追加的なガイダンスが提供されることが望ましい。
- 「組織化された労働力 (organised workforce)」の定義が曖昧であることから、その定義及び公正価値の算定に関する追加的なガイダンスが提供されることが望ましい。

(2) 従来保有していた持分に関する会計処理について

本公開草案は、従来保有していた持分を再測定するかどうか不明確な取引の会計処理について、取引パターンのうちごく一部についてのみ対応しているが、部分的な検討アプローチを取るのではなく、全体感をもって検討すべきである。一方で、本公開草案の提案は既存の会計基準と整合的であり、会計処理を明らかにする実務上の要請もあることから、本公開草案の提案を確定させたうえで、本公開草案で検討の対象としなかった取引パターンについても、早急に全体感をもった検討を行うことを提案する。